

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良事業計画の変更認可
 港湾区域の設定
- ◇人委規則 農業災害補償法による麦の基準共済掛金率等
 に関する規則
- ◇選管告示 昭和二十八年一月二十三日選管告示第一
 号追加

告示

鳥取県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第一項の規定により、淀江町西原土地改良区から土地改良事業計画の変更について、湖山村瀬土地改良区から新たな土地改良事業を行うための認可の申請があつたの

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

で当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請をそれぞれ適当と決定した。よつて同法第四十八條第五項において準用する第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十九條において準用する第十六條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和二十八年二月十四日から同年三月五日まで

三 縦覧の場所

西伯郡淀江町役場

気高郡湖山村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知

事に申し立てること。

鳥取県告示第五十二号

田後港、赤碕港、米子港の港湾区域を次のとおり定めた。
昭和二十八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

港 名 港 湾 区 域

田後港 向島を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面のうち浦富町大字浦富の白島北西角よりそれぞれ二百七度及び十六度に引いた線以西の海面

赤碕港 西防波堤電灯（北緯三十五度三十分三十四秒東経百三十三度三十九分三十七秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面

米子港

八尋鼻から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中の鳥取県地先部分から漁港区域（離山の西角と湊山の西南角とを結ぶ線内の海面及び新加茂川最下流新加茂橋下流の河川水面）を除いた海面

鳥取県告示第五十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七條の規定に基いて昭和二十八年産から昭和三十三年産までの表に適用する基準共済掛金率及びその負担区分等を次のように定める。

昭和二十八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 基準共済掛金率及び負担区分

危険階級	区分	基準共済掛金率		農家負担掛金額(反当)	組合数	農業共済組合名
		内	外			
1 甲	CB	八、六四	三、八三	一、四、六	二一	日置谷村、多里村、蒲生村
1 乙	CB	六、四七	二、八三	九、九〇	四四	岩井町、八橋町、境町、福米、山上村、福部村、日野上村、日光村
1 丙	CB	五、五三	二、四五	六、七四	三六	宇野村、米沢村、小田村
2 甲	CB	四、八三	一、一五	五、〇四	四五	彦名村、福生、車尾、余子村、倉吉町、大茅村、石見村、東長田村、東村
2 乙	CB	四、四三	一、九二	六、〇四	三五	大田村、中浜村、夜見村、東郷松崎町、大山村、舍人村、竹田村、日置村
2 丙	CB	四、一四	一、八六	四、一六	三三	米子、上中山村、上道村、山郷村、神戸村、勝部村
3 甲	CB	三、九五	一、六三	五、〇六	二一	成実村、花見村、二部村、上北條村、神奈川村、和村、宝木村、根雨町、由良町、住吉、本庄村、池田村、湖山村、橋津村、浦富町、福栄村、以西村
3 乙	CB	三、三三	一、四七	五、九七	二二	下中山村、豊実村、渡村、春日村、八郷村、西郷村、(東伯)、日野村、中北條村、法勝寺村、庄内村、(小鹿)浅津村、賀野村、泊村、大和村(西伯)、富沢、青谷町、上長田村、日吉津村

昭和四年下月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 鳥 鳥
所 取 取
縣 縣
鳥 鳥
取 取
市 市
取 東 東
縣 町 町
印 取
刷
所 縣

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。
国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課